

施策 (- 4 - 2) 快適な居住環境づくり

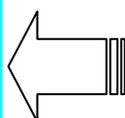
目的

快適な居住環境を実現するため、下水道等の污水处理施設の整備、良質な住宅の整備促進、環境の緑化などに取り組みます。

成果指標と目標値

目標値(平成19年度)

污水处理人口普及率 61.0 %
誘導居住水準達成率 62.0 %



現状値 (平成15年度)

50.2 %
57.7 %

污水处理施設による処理人口の合計値が総人口に占める割合です。目標値は、「新・全県域下水道化構想」における平成22年度目標値65%より設定しました。現状値は、平成14年度末数値です。誘導居住水準とは、住生活の向上を図るため国が定めた基準であり、この基準を満たす戸建住宅や共同住宅の割合です。

現状と課題

快適な居住環境に不可欠な下水道等の污水处理施設（公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等）の整備状況は、全国と比べ著しく遅れており、市町村と一体となり地域の実情にあった効率的な手法による整備促進が求められています。（図表1）安全で安心な飲用水を確保するために、水道未普及地域の解消や水不足が懸念される県東部地域での水道水の確保及び水道施設の整備が必要となっています。

本県では、持ち家率が約7割と高い一方で築後年数の経過した住宅も多く、子どもから高齢者まで快適に暮らせる質の高い住宅が求められています。また、若者定住やU・Iターンの促進のためにも良質な住まいづくりを促進する必要があります。（図表2参照）住宅に困窮する低額所得者に対する県営住宅の改善や高齢者が安心して暮らせるバリアフリー、緊急対応設備を備えた優良な賃貸住宅の供給が求められています。

身近な場所の緑化は居住環境の快適さに寄与します。公共施設の緑化や県民の主体的な取り組みを促進していくことが必要です。

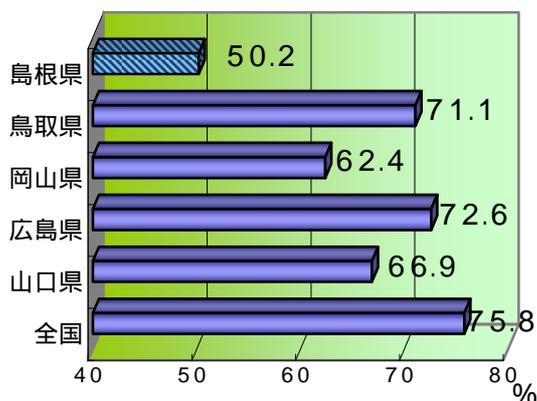
目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>全県域下水道化構想推進事業 〔担当課〕下水道推進課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>全県域で下水道等の汚水処理施設の整備を促進するため、平成22年度の目標普及率65%の達成をめざします。 《重点項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備が遅れている地域への取り組みの強化 ・地域の特性に応じた整備方式の選定 ・汚泥処分方法の確立と下水道資源の活用 ・水洗化の促進 <p>など 下水道整備基本構想推進事業</p>
<p>流域下水道の運営 〔担当課〕下水道推進課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>宍道湖・中海の水質保全と流域における生活環境の改善を図るため、宍道湖流域下水道の正常な運転と施設整備を行い、下水道利用による快適な生活を創出します。 宍道湖流域下水道運転管理事業</p>
<p>市町村下水道事業支援事務 〔担当課〕下水道推進課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>市町村下水道の基本計画の策定支援や公共下水道事業の支援等を通じて、地域環境に適した効果的、効率的な下水道の整備を促進します。 市町村下水道整備支援事務</p>
<p>農業集落排水施設の整備事業 〔担当課〕農村整備課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>農村地域において、農業用排水・公共用水域の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、し尿、生活雑排水を処理する農業集落排水施設の整備を促進します。 農業集落排水施設の整備事業（県営・団体営）</p>
<p>漁村環境の整備 〔担当課〕漁港漁場整備課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>漁村において緑地広場等の整備を推進するとともに、市町村が行う下水道等の整備を支援します。 漁村環境整備事業</p>
<p>合併処理浄化槽普及促進事業 〔担当課〕廃棄物対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>集合処理施設の適さない地域の恒久的な汚水処理施設として、合併処理浄化槽の普及促進を図るため、市町村設置型浄化槽の整備等を支援します。 市町村設置型浄化槽整備促進交付金</p>
<p>公営住宅供給事業 〔担当課〕建築住宅課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>老朽県営住宅の建て替え、改修を促進し、入居者の住生活の向上を図ります。 県営住宅建設事業</p>
<p>住まいに関する情報提供・相談事業 〔担当課〕建築住宅課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>インターネット、紙媒体等による情報発信により県民の住まいに関する意識の向上と啓発を図り、良質な住宅整備を促進します。 住まい情報提供事業</p>

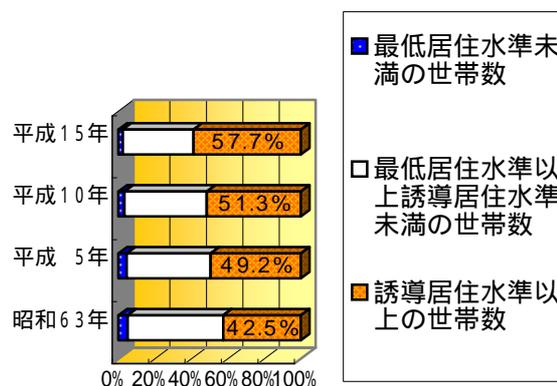
事業名	概要
水道未普及地域の解消等施設整備事業 〔担当課〕薬事衛生課 【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等	安全で安心できる水道水等の飲用水を県民誰もが享受できるよう、地域の実情に応じた水道施設等の整備を支援します。 公営水道施設整備促進事務 個人設置水道施設整備促進事務
県営上水道建設事業 〔担当課〕企業局開発課 【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等	松江市ほか9市町村の水不足を解消するため尾原ダムを水源とする斐伊川水道施設を建設します。 鳥根県水道用水供給事業（第2期拡張） <斐伊川水道建設事業>
緑化推進事業 〔担当課〕林業課 【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等	公共施設の緑化、県民への記念植樹苗木の提供を行うとともに、県立緑化センターにおいて緑化知識や技術の普及を行います。 緑化推進事業

図表1 汚水処理人口普及率（H14年度末）



資料：県下水道推進課調べ

図表2 誘導居住水準以上の世帯の割合（鳥根県）



資料：総務省統計局「住宅土地統計調査」

用語解説

誘導居住水準

戸建住宅又は共同住宅における居室の構成や規模、性能・設備、住環境世帯人員別住宅規模など、望ましい住居水準を推進するため国で設定された基準です。都市部の共同住宅を想定したものと都市郊外等一般地域の戸建住宅を想定したものとがあります。鳥根県は全国平均を上回っています。

【算式】誘導居住水準達成率 = 誘導居住水準以上世帯数（一般型 + 都市型） / 主世帯総数

例）世帯人員4人の場合

(4人世帯)	誘導居住水準	
	一般型	都市型
住戸専用面積（壁芯）	123m ²	91m ²
居室面積（内法）	77.0m ²	59.0m ²

資料：総務省統計局「住宅土地統計調査」